

問1 A社の税務上の処理についての法的な理由・考え方（益金の額及び損金の額、各4点、A社からの質問の回答12点）

(1) 益金の額の意義	内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。
(2) 損金の額の意義	内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。
①	その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
②	①のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
③	その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
(3) A社からの質問の回答	法人が商品の引渡し等を約した商品引換券等（カード）を発行するとともにその対価を受領した場合における当該対価の額は、その商品引換券等（カード）を発行した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、一定の場合には、この限りでない。これは、払戻しや換金ができないことから対価を受領時に収益の権利が確定したと考えることができるからである。また、この場合の商品の引渡し等に要する費用については、収益と個別に対応するもので売上原価であり、債務の確定は要求されておらず、その見積額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとされている。
	加盟店との契約で徴収する3%の手数料に係る収益については、カードを利用して決済した場合に、その手数料を支払うこととなっているため、利用があった時に、収益の権利が確定したことになり、益金の額に算入する。



(2) 保険料の処理

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
保 険 料	200,000円	現 金 預 金	200,000円

(法的な理由・考え方)

保険料は収益と個別に対応するものでないため、損金算入するためには債務の確定が必要となる。損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということとはできず、保険期間の経過に従って債務が確定するため、当期に帰属する部分の損金算入が原則であるが、法人が、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った金額を継続してその事業年度の損金の額に算入しているときは、原則にかかわらずその支払時点で損金の額に算入することが認められる。したがって、当期に支払ったその保険料の200,000円を当期の損金の額に算入する。

Z—66—D 〔第二問〕 法人税法 解答速報

(問1)

区 分		総 額		計 算 欄
		①		
当期利益又は当期欠損の額		1	154,209,000円	
加     算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2	☆ 8,000,000	
	損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3	☆ 2,450,000	
	損金経理をした道府県民税利子割額	4		
	損金経理をした納税充当金	5	☆ 28,000,000	
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	6		
	減価償却の償却超過額	7	40,441,667	1. 建物附属設備 (1) 償却限度額 $40,000,000 \times 0.067 \times \frac{10}{12} = 2,233,333$ 円 (2) 償却超過額 $40,000,000 - (1) = 37,766,667$ 円☆☆ 2. 中古機械装置 (1) 耐用年数 $(10 \text{年} \times 12 \text{月} - 65 \text{月}) + 65 \text{月} \times 20\%$ $= 68 \text{月} \rightarrow 5 \text{年} (1 \text{年未滿切捨})$ (2) 会社償却費 $5,000,000 \times 0.500 \times \frac{7}{12} = 1,458,333$ 円 (3) 償却限度額 $(3,000,000 + 2,500,000) \times 0.400$ $= 2,200,000 \text{円} \geq (3,000,000 + 2,500,000)$ $\times 0.10800 = 594,000$ 円 $\therefore 2,200,000 \times \frac{7}{12} = 1,283,333$ 円 (4) 償却超過額 $((2) + 2,500,000) - (3) = 2,675,000$ 円★ 3. 合計 40,441,667円

(1)

加	役員給与の損金不算入額	8	☆☆ 270,000	海外渡航費・定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与以外の給与★ $900,000 \times (1 - 70\%) = 270,000$ 円	
	交際費等の損金不算入額	9			
	算	一括貸倒引当金繰入超過額	10	☆☆ 440,000	個別評価金銭債権の事由は当期に生じていない。 (1) 期末一括評価金銭債権 $38,500,000 + 124,000,000 + 150,000,000 = 312,500,000$ 円★ (2) 実質的に債権とみられない金額 T社 15,000,000円 > 5,000,000円 ∴ 5,000,000円★ (3) 法定繰入率繰入限度額 $((1) - (2)) \times \frac{8}{1,000} = 2,460,000$ 円 (4) 繰入超過額 $2,900,000 - (3) = 440,000$ 円
		個別貸倒引当金繰入超過額		☆☆ 4,800,000	$7,700,000 - 2,900,000 = 4,800,000$ 円
		先物利益計上もれ		☆☆ 3,200,000	未決済デリバティブ
		小計	11	87,601,667	
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
算					

減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	☆ 5,000,000	
	受取配当等の益金不算入額	14	☆☆ 1,125,326	(1) 配当等の額 ① 完全子法人株式等 900,000円 ② 関連法人株式等 157,500円 ③ 非支配目的株式等 480,000円 (2) 控除負債利子 ① 当期支払負債利子 3,260,100+132,450=3,392,550円★ ② 総資産簿価 1,504,336,000+1,600,000 +1,520,791,000+7,700,000 =3,034,427,000円★ ③ 関連法人株式等の簿価 12,600,000+12,600,000=25,200,000円 ④ 原則法 ①× $\frac{③}{②}$ =28,174円★ (3) 益金不算入額 900,000+(157,500-28,174)+480,000 ×20%★=1,125,326円
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15		
	受贈益の益金不算入額	16		
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		
	仮払税金認定損	20	☆ 13,450,000	

減 算	譲渡損益調整勘定繰入額		☆☆ 250,000,000	
	小計	21	269,575,326	
仮計	22	△ 27,764,659		
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額	23			
超過利子額の損金算入額	24	△		
仮計	25	△ 27,764,659		
寄附金の損金不算入額	26	250,536,030	C社に対する寄附金は、法人による完全支配関係があるため損金不算入☆、A社に対する寄附金は一般寄附金の損金算入限度額1,463,970円を超える分部の金額が損金不算入、	
法人税額から控除される所得税額	29	☆☆ 313,958	183,780+32,162+98,016=313,958円	
税額控除の対象となる外国法人税の額	30			
合計	33	223,085,329		

契約者配当の益金算入額	34		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	36		
差引計	37	223,085,329	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	38		
総計	39	223,085,329	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	40		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46		
所得金額又は欠損金額	47	223,085,329	

(問2) C社の当期末における土地の帳簿価額

☆☆★	400,000,000円
-----	--------------

配点： ★ 1つにつき1点

☆ 1つにつき2点

【合計50点】



# 第 67 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 66 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は第 67 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より第 67 回税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

## 第 67 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
8/8	9	10	11 (山の日)	12	13	14
第 66 回税理士試験本試験						
15	16	17	18	19	20	21
【無料説明会】 各科目の概要や、WEB 講座のコース体系・内容、受講するメリットなどをお伝えします。			相続税法	法人税法	科目別 WEB 講座無料説明会 (20:00~)	
22	23	24	25	26	27	28
無料説明会 (20:00~)			WEB 講座開講前無料オリエンテーション (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法	法人税法	
29	30	31	9/1	2	3	4
無料オリエンテーション (20:00~)			WEB 講座無料体験講義 (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法	法人税法	
5	6	7	8	9	10	11
無料体験講義 (20:00~)			【無料オリエンテーション】 WEB 講座の受講にあたって、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。		【無料体験講義】 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
簿記/財表		消費税法				

## WEB 講座の特長

### インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です (事前に環境の確認ができます)。

### Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド (録画) 配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

### 合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

### スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末 (対応機種) でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。


パソコンでの受講画面イメージ

**1 講師画面**  
講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

**3 ホワイトボード画面**  
板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

**2 チャット画面**  
Live 講義中の講師へのメッセージを表示します。

**4 アンケートボタン**  
Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!